

品川区チャイルドステーション設備貸与要綱

制定 平成22年4月23日 区長決定

要綱第82号

改正 平成27年3月31日 要綱第237号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区内の商店街に対し、予算の範囲内においてチャイルドステーションで使用する設備（以下「チャイルドステーション設備」という。）を貸与することにより、子育て世代を支援するとともに、商店街の活性化を図り、もって子育てにやさしいまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) チャイルドステーション 授乳やおむつ交換の場として利用できること品川区が認める施設。
- (2) 商店街 品川区商店街振興組合連合会・品川区商店街連合会に属する商店街をいう。

(貸与設備)

第3条 品川区が貸与するチャイルドステーション設備は、次に掲げるものとする。

- (1) 授乳スペース
- (2) ベビーシート
- (3) ベビーチェア
- (4) その他区長が認める設備

(対象)

第4条 チャイルドステーション設備の貸与を受けることができる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 品川区商店街振興組合・品川区商店街連合会に属する商店街であること。
- (2) その他区長が適当と認めたもの。

(貸与申請)

第5条 チャイルドステーション設備の貸与を受けようとする商店街(以下「申請者」という。)は、品川区チャイルドステーション設備貸与申請書(第1号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) 設備設置場所が分かる書類
- (2) その他区長が必要と認める書類

(貸与決定)

第6条 区長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、品川区チャイルドステーション設備の貸与の可否を決定し、貸与決定(却下)通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(被貸与者の義務)

第7条 チャイルドステーション設備の貸与を受けようとする商店街(以下「申請者」という。)は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) チャイルドステーション設備の貸与決定を受けた者(以下「被貸与者」という)は、区長の承認を受けずにチャイルドステーション以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供しないこと。
- (2) 善良な管理者の注意をもってチャイルドステーション設備の維持管理を行うとともに、破損、紛失等が生じたときは直ちに区長に報告すること。
- (3) チャイルドステーション設備があることを表示する表示物を提示すること。

(貸与決定の取消し)

第8条 区長は、被貸与者が第7条の規定に違反したときは、チャイルドステーション設備の貸与決定を取り消すことができる。

(返還)

第9条 被貸与者は、チャイルドステーションを中止し、または前条の規定により貸与決定を取り消されたときは、速やかにチャイルドステーション設備を返還しなければならない。ただし、区長が特に必要と認めたときはこの限りでない。

(損害賠償)

第10条 被貸与者は、貸与された設備をき損し、又は滅失したときは、区長がやむを得ない事由があると認める場合を除き、その損害を賠償しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に子ども未来部長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

品川区チャイルドステーション設備貸与申請書

年 月 日

(あて先) 品川区長

申請者

所在地

団体名

代表者氏名

印

チャイルドステーション設備の貸与を受けたいので、品川区チャイルドステーション設備貸与要綱第5条の規定により下記のとおり申請します。

記

- | | | | |
|---|------|--------|---|
| 1 | 貸与設備 | 授乳スペース | 台 |
| | | ベビーシート | 台 |
| | | ベビーチェア | 脚 |

2 貸与期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 添付書類

(1) 設置図

(2) その他 ()

第 号

所在地

団体名

代表者氏名 様

品川区チャイルドステーション設備貸与決定（却下） 通知書

年 月 日付けで申請のあったチャイルドステーション設備の貸与について、品川区チャイルドステーション設備貸与要綱第 6 条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

品川区長 印

記

1 次のとおり決定します。

- (1) 貸与設備 授乳スペース 台
ベビーシート 台
ベビーチェア 脚

(2) 貸与期間 年 月 日から 年 月 日まで

(3) 被貸与者の義務

ア チャイルドステーション設備の貸与決定を受けた者（以下「被貸与者」という）は、区長の承認を受けずにチャイルドステーション以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供しないこと。

イ 善良な管理者の注意をもってチャイルドステーション設備の維持管理を行うとともに、破損、紛失等が生じたときは直ちに区長に報告すること。

ウ チャイルドステーション設備があることを表示する表示物を提示すること。

2 次の理由により申請を却下します。

理由